

資料 7 「適正な施工の確保（低入札価格への対応（案））」について

1. 低価格入札の懸念事項

現在は、基準価格を下回る低価格入札が発生すると低入札価格調査を実施しているが、低入札価格による受注については以下のような懸念事項がある。

- 手抜き工事の発生
- 倒産による不履行の発生
- 下請け企業へのしわ寄せの発生
- 不当廉売の発生

- ・この内、
については、品質低下、履行期限の遅延を生じる恐れがあり、発注者にとって不利益となる懸念事項である。
- ・
については、必ずしも発注者に不利益となる訳ではないが、建設産業の公正な競争を確保するという観点からは好ましくない事項であると考えられる。

| 懸念事項 | 内容 |
|----------------|---|
| 手抜き工事の発生 | 価格の削減を手抜き工事で補い、結果として品質低下を招く。 |
| 倒産による不履行の発生 | 低価格で入札し前払金を当座の運用資金に流用して倒産してしまい、タイムリーな調達ができなくなる。 |
| 下請け企業へのしわ寄せの発生 | 低価格で入札するか否かの判断権限を与えられていない下請け企業に対して、価格切り下げのしわ寄せが押しつけられる可能性がある。（下請け泣かせ） |
| 不当廉売の発生 | 低価格入札に関しては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の「不公正な取引方法」に該当する可能性がある。（「不当廉売」） |

* 現在は、以下の調査基準価格に従い判定を行っている。

調査基準価格 = (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費相当額 ÷ 5) × 105 ÷ 100

予定価格の 2/3 に満たない場合は 2/3 とし予定価の 8.5/10 を越える場合は 8.5/10 とする。

2. 発注者にとっての懸念事項への対応

手抜き工事に繋がる低価格入札への対応

- ・ 調査基準価格以下の場合には、手持ち資材の状況、資材購入先及び購入先と入札者の関係等の低入札価格調査を実施し、低価格での入札が可能となる妥当な背景を有するか否かを分析する。
- ・ 調査の結果、仮設計画、安全対策に大きな抜け落ちがある等の適正な契約の履行の確保が行われないと判断された場合は、入札者との契約を行わない。
- ・ 上記以外の場合は契約を締結し、これまで実施している以上の監督強化を行い手抜き工事の防止に努める。ただし、監督強化は、発注者に対して多大な負担を強いることになるので、外部からの支援を受けることも考える。また、監督強化に伴って月払い方式の導入も考える。
- ・ 合わせて歩掛調査を実施し、調査結果の蓄積を待って積算への反映を検討する。

低入札価格調査

その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する
契約対象工事付近における手持ち工事の状況
契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
手持ち資材の状況
資材購入先及び購入先と入札者の関係
手持ち機械の状況
労務者の具体的共有見通し
過去に施工した公共工事名及び発注者
経営内容
から までの事情聴取した結果についての調査検討
の公共工事の成績状況
経営状況 取引金融機関、保証会社等へ照会
信用状態 建設業法違反の有無
貸金不払いの状況
下請け代金の支払い遅延状況
その他
その他の必要事項

低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化

1. 下請契約予定者名等の提出
第1次下請契約予定者名、契約予定額の記載書面の提出
2. 監督体制の強化
 - (1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング
 - (2) 施工計画書の内容のヒアリング
 - (3) 重点的な監督業務の実施
 - ・ 段階確認、施工の検査における立ち会いを原則
 - ・ 現場における施工体制台帳、施工計画書との整合性の確認
 - ・ 労働安全担当部局との連携（賃金支払いの確保）
 - ・ 厳格な検査の実施
3. 特記仕様書への明示等
 - (1) 上記2(1),2(2)の特記仕様書への明示
4. 閲覧に供する入札調書への「低入札価格調査制度調査対象工事」の明記

倒産に伴う契約不履行に繋がる低価格入札への対応

- ・ 現行においても、経営状況の確認が低入札価格調査の調査事項として挙げられているが、実際に経営状況を把握し倒産の可能性を判定するのは困難が伴う場合が多い。
- ・ 保証会社・銀行への照会に加えて民間の信用調査機関への照会も行い、倒産の可能性が高いと判断された場合には契約を行わないこととする。
- ・ なお、前払金を当座の運用資金に流用することを防止する為に、この点が懸念された場合には、契約を行う場合に、前払いを行わずに月毎の出来高払い方式を導入することも考えられる。

3. 建設産業の公正な競争確保の観点からの懸念への対応

- ・ 下請け企業へのしわ寄せの発生、不当廉売の発生は、「良質なモノを低廉な価格でタイムリーに調達」する発注者としての立場からは直接的に問題とすべき事項ではないと考えられるが、建設産業における公正な競争の確保という観点からは好ましくない。
- ・ 建設産業における公正な競争の確保という観点から問題となる事項に関しても「発注者」が関与するという考え方もある。

以下のいずれの場合も、低価格入札者と契約締結する場合は、前項で示したように監督強化の対象工事とする。

下請け企業へのしわ寄せの発生への対応

- ・建設業法 19 条の 3 において禁止されている、「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額」での下請け契約が発生する可能性を発注者として発注段階で評価し防止する立場をとる。
- ・具体的には、低入札価格調査により下請け契約を結ぶ予定となっている専門工事業者を特定し、特定された専門工事業者に対するヒアリング等において、下請契約が赤字を前提としたものであることが確認された場合には、調査対象である入札者との契約を行わないことが考えられる。
- ・この場合に、法的には金額だけでなく、元請けが「自己の取引上の地位を不当に利用したか否か」が問題となるが、発注者として同法の遵守を指導する立場から、下請け契約における赤字の発生の可能性をもって元請けが自己の取引上の地位を不当に利用したと判断することになる。

建設業法 19 の 3 (不当に低い請負代金の禁止)

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

不当廉売の発生への対応

- ・「不当に低い対価」、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある」、「廉売に関して正当な理由がない」という三つの要件を満たす場合に、独禁法違反にあたる不当廉売として判定されることとなる。
- ・こうした判定は発注者として調査を行い判断することは困難な点もあることから、低価格入札が発生した場合には、入札結果を公正取引委員会に通知することが考えられる。
- ・公正取引委員会において不当廉売として判定された場合には、指名停止等の措置をとることとする。

- 参考 -

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

〔目的〕

第一条

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

〔定義〕

第二条

この法律において事業者とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

(省略)

この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

二 不当な対価をもつて取引すること。

三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

不当廉売に関する独占禁止法上の考え方

昭和59年11月20日

公正取引委員会事務局

不公正な取引方法の一般指定(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で次のとおり規定されている。

(不当廉売)

6 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

不当廉売とは何かについては、廉売の態様、競争への影響、正当な理由の三面からとらえることができる。

(1) 廉売の態様

第一に、不当廉売として問題となるのは不当に低い対価に当たる場合である。いかなる価格水準が不当なものとなるかについて、前記の告示で「供給に要する費用を著しく下回る対価……その他不当に……低い対価」と規定されている。まず、「供給に要する費用」とは、当該行為を行っている者の「供給に要する費用」であり、業界一般の「供給に要する費用」又は特定の競争者の費用ではないことに留意する必要がある。

「供給に要する費用を著しく下回る対価」とは、不当に低い対価に該当する典型的な場合を例示したものとされるが、総販売原価を著しく下回る価格という趣旨から、通常の小売業においては、仕入価格を下回る価格がこれに当たると考えられ、実務上は、仕入価格を下回るかどうかを一つの基準としている。

ここでいう仕入価格は、問題となる廉売を行っている事業者の廉売対象商品の仕入価格である。また、それは名目上の仕入価格ではなく、実際の取引において当該商品に関して値引き、リベート、現品添付等が行われている場合には、これらを考慮に入れた実質的な仕入価格（当該商品についての実質的な支払額の意味）である。また、不当廉売の規制を免れるために、例えば、廉売商品の仕入価格を低くし、その分を通常時の仕入価格に加算する等作為的に仕入価格を低くしているとみられる場合は、その点を修正の上、通常の仕入価格で判断することとなる。

次に、このような価格による販売であっても、それが極めて短期間であつたり単発的な場合は、後述の競争への影響が通常は無視できると考えられるところから、不当廉売となるのは、一般的にはある程度「継続して」行う場合である。「継続して」とは、相当期間にわたって繰り返して廉売を行い、又は当該廉売を行っている販売業者の営業方針等から客観的にそれが予測されることであるが、毎日継続して行われることを必ずしも必要としない。

このように、不当廉売となり得る典型的な場合として、仕入価格を下回る価格でのある程度継続的な販売を挙げることができるが、個々のケースによっては、商品の特性、当該廉売の目的・効果等からみて、仕入価格を若干上回る価格（総販売原価を下回ることが前提）による場合や単発的な廉売が問題となる場合もある。

(2) 競争への影響

不当廉売の第二の要件は、問題となる廉売によって、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」である。ここでいう「他の事業者」は、通常の場合、廉売対象商品を取り扱う小売業者等当該廉売を行っている者と競争関係にある小売業者の場合が多いと考えられるが、廉売行為によって製造業者等の競争関係に影響が及ぶこともあることから、廉売対象商品と同種の商品を供給する製造業者等の場合もあり得る。

「事業活動を困難にさせるおそれがある」とは、現に事業活動が困難になることは必要なく、諸般の状況からそのような結果が招来される蓋然性が認められる場合を含む趣旨である。廉売の競争への影響は、具体的には、行為者の事業の規模及び態様、廉売商品の数量、廉売期間、広告宣伝の状況、商品の特性等を総合的に考慮して、個別に判断される。

(3) 正当な理由

第三に、不当廉売かどうかを判断する際の重要な考慮事項として「正当な理由」の存否があり、例えば次のような場合は、外形上前記(1) 及び(2) の要件に当たるようなものであつても不当廉売とはならない。

生鮮食料品のようにその品質が急速に低下するおそれがあるものや季節商品のようにその販売の最盛期を過ぎたものについて、見切り販売をする必要がある場合は、仕入価格を割るような低い価格を設定しても不当とはいえないものがある。需給関係から価格が低落しているときに、これに対応した価格を設定する場合も同様に考えられる。

また、きず物、はんぱ物その他かしのある商品について相応の低い価格を設定するのは当然である。なお、この場合、正規品を低価格で販売しているように誤認されることがないよう、きず物等である旨を明らかにすることが望ましい。